

事務連絡
令和7年12月3日

公益財団法人日本宗教連盟 御中

文化庁宗務課

宗教法人との災害時支援協定や避難所としての宗教施設等の
活用の検討について

平素より宗務行政の適切な遂行に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、我が国では地震や風水害等が多発しており、各地に少なからぬ被害を生じさせているところ、宗教法人等においても、災害時に宗教施設を避難所として被災者に開放したり、非常用の食料を被災者に提供するなど、行政機関と協力して対応している事例が認められるところです。

これを踏まえ、当課の実施する令和7～8年度「宗教法人等の運営に係る調査」委託業務において、別添1のとおり「平常時及び災害時における行政機関と宗教団体の連携に関する調査研究」を行うことといたしましたので、御連絡いたします。

また、そのような災害支援協定等の事例に関連しまして、本年6月20日付けで内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難政策担当付）から当課當てに別添2のとおり事務連絡が発出されているところですので、貴法人におかれましては、これらの内容について貴法人に加盟する関係団体及び宗教法人宛てに改めて御周知いただきとともに、各自治体から相談が行われた場合は、当該自治体と連携するなど、必要に応じて適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。

○別添1：令和7～8年度「宗教法人等の運営に係る調査」委託業務 概要

○別添2：宗教法人との災害時支援協定や避難所としての宗教施設等の活用の検討について（依頼）

（本件担当）

文化庁宗務課法規係

電話：03-5253-4111（内線2854）

E-mail：syuumu@mext.go.jp

令和 7 ~ 8 年度「宗教法人等の運営に係る調査」委託業務 概要

—平常時及び災害時における行政機関と宗教団体の連携に関する調査研究—

文化庁宗務課

1. 目的

「宗教法人等の運営に係る調査」は、宗教法人法上の所轄庁において、執務に際して参考となる各種情報の収集を目的とした委託業務であり、平成 24 年度から実施している。

令和 7 年度から令和 8 年度までの 2 か年は、「平常時及び災害時における行政機関と宗教団体の連携に関する調査研究」を課題として、参考となる国内外の事例を収集して、報告書の作成及び公表を行うものである。

実施理由として、近年、我が国では地震や風水害等が多発しており、各地に少なからぬ被害を生じさせている。宗教法人等においても、災害時に宗教施設を避難所として被災者に開放したり、非常用の食料を被災者に提供するなど、行政機関と協力して対応している事例が認められる。

については、行政機関と宗教団体の協力体制について情報を得ておくことで、所轄庁として円滑な宗務行政の推進に資することが期待される。

2. 調査内容

諸事例及び関連資料等の収集、調査及び分析の結果検討、調査班会議の開催、原稿の作成等を行う。調査対象は、国内外を問わず、平常時及び災害時における行政機関と宗教団体の連携について、参考となる最適事例を収集する。

3. 実施方法

本調査を実施するために学識経験者に調査者として協力を求める。また、適宜に企画会議を開催し、具体的な調査方法、調査事項の検討、実地調査及び関係者からのヒアリング等、所要の事項について協力を求める。

4. 調査体制

① 調査者

座長 稲場 圭信 大阪大学大学院人間科学研究科教授

福田 雄 大阪大学大学院人間科学研究科准教授

佐々木美和 大阪大学社会ソリューションイニシアチブ特任助教

エルハディディ、イブラヒム ムハメド イブラヒム アブドエルラヒム
カイロ大学文学部日本語日本文学科専任講師

王 文 潔 大阪公立大学大学院現代システム科学研究科講師

高瀬 顯功 大正大学地域創生学部公共政策学科准教授

② 受注者（令和7年度）

株式会社シー・ディー・アイ（略称・CDI）

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町256番地 関広ビル2F

③ 発注者

文化庁宗務課

東京都千代田区霞が関3丁目3番2号

別添 2

事務連絡

令和 7 年 6 月 20 日

文化庁宗務課 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付

宗教法人との災害時支援協定や避難所としての宗教施設等の活用の検討について（依頼）

平素より、防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

内閣府では、災害が発生した場合における避難所の良好な生活環境の確保に向け、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成 25 年 8 月（令和 6 年 12 月改定）内閣府（防災担当）において、指定避難所等について平時から事前に必要数を確保しておくことを各自治体に求めているところです。

この度、指定避難所の量的な確保を図る観点から、災害時には宗教法人と連携して被災者を支援することや、避難所の確保において宗教施設等の活用を検討し、必要に応じて宗教法人に相談することについて事務連絡（別添）を各都道府県消防防災主管課あてに発出したところです。

については、貴課におかれましては、避難所の確保において宗教施設等を活用することについて、今後、宗教法人に対して各自治体から相談が行われる可能性がある旨の周知とともに、都道府県宗教法人事務担当課あてにもその旨周知方よろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（避難生活担当）付

末崎、藤川、宮本（TEL：03-3501-5191）

別添

事務連絡

令和7年6月20日

各都道府県消防防災主管課 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付

宗教法人との災害時支援協定や避難所としての宗教施設等の活用の検討のお願い

平素より、防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

内閣府では、災害が発生した場合における避難所の良好な生活環境の確保に向け、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月（令和6年12月改定）内閣府（防災担当）等を定め、適切な避難所運営を行っていただくようお願いしているところです。

災害が発生した場合においては必要な避難所を確保することになりますが、大規模災害を想定すると、現行の指定避難所等だけでは想定避難者数に対応できない場合も生じます。上記取組指針においても、「平時から想定避難者数に対応するために、指定避難所や協定・届出避難所を増やすこと、ホテル・旅館等への避難の準備を進めること等を進めておき、スマート基準に沿って、1人当たり最低3.5m²の居住スペースとなるようにすること。」とされています。

そのため、貴都道府県においては、災害時の避難所の確保に向け、下記1について対応いただくとともに、下記1、2について管内市町村に対して依頼いただくようお願いします。

なお、災害救助法が適用された場合は、災害救助事務取扱要領に則り、避難所の設置等に要する経費（建物の使用謝金等）は、災害救助法の支弁の対象になりえることを申し添えます（別添参照）。

記

1. 都道府県・各市町村においては、災害時に宗教法人と連携して被災者を支援することが考えられ、必要に応じて、事前に災害時支援協定を締結することを検討すること。
2. 各市町村においては、想定避難者数に対応するように避難所を確保いただく中で、必要に応じて、事前に宗教法人に相談し、当該宗教施設等を活用することを検討すること。

【問い合わせ先】

内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（避難生活担当）付
末崎、藤川、宮本（TEL：03-3501-5191）

【参考】

令和4年4月15日 衆議院 文部科学委員会 答弁（抜粋）

○城井委員

特定宗派にとらわれず、災害時における行政と宗教施設の連携強化を求める声が大きくなっています。今後の地震や風水害を想定し、避難所機能を備えた民間施設としての宗教施設で防災・減災に限定した取組支援を行えるよう、行政で一定の協力を後押しすべきではないか。

実際のところ、憲法二十条や八十九条にある政教分離を踏まえますと、宗教施設への直接的な公的資金の投入は難しいと考えます。一方、社会貢献を行う民間施設、これがたまたま宗教施設だった場合、この民間施設が提供する一時避難所等の支援物資提供やあるいは医師等の派遣などありましたら、国や自治体が防災対策の一環として取り組むことは可能だし、やるべきだと考えます。

○末松文部科学大臣

お尋ねの宗教団体への支援につきましては、憲法第二十条は、国が宗教団体に対して特権を付与することを禁止しております、一般に、国が宗教団体に対して、宗教団体であることを理由として財政支援を行うことはできないものと承知はいたしております。日本国憲法第二十条一項ですね。一方、一定の条件を満たす団体一般への利益の付与であって、その中に宗教団体が含まれる場合には、同条の禁止する宗教団体への特権の付与に当たらないと解されると理解をいたしております。

このため、宗教団体につきましては、防災施策の一環として指定避難所となっているなど、一定の条件を満たす施設への支援を行う中に宗教施設を含まれる形であれば、国が支援を行うことは可能であると考えております。

○小寺内閣府大臣政務官

災害救助法が適用された自治体に対しては、避難所における食糧、飲料等の費用について国庫負担の対象としております。